

不利益の程度、⑤が相手方の自発的な違反解消の見込み、また相手方への規制による違反解消の見込みなどであり、これらが総合的に考慮されることになる。一般的に多いのは、権限の行使ができる時期と、しなければならない時期を誤ることである。それは、権限行使ができる時期について、法令上の命令要件を充足したときであることと、権限不行使責任等が問われることを混同したときである。行政執行には「行政便宜主義」というものがあるように、行政権限を行使するかどうかには、一定の裁量の余地がある。消防法上の権

限行使は、基本的に相手方にとって不利益なものである。そもそも不利益処分を行うことは原則的に消防機関の義務ではない。しかし、火災予防上の支障が具体的に現れ、利用者等に対して危害が及ぶ可能性があるようなときには、保有する権限を毅然と行使すべきである。行政上の権限行使は、誰に対してどのような内容の命令等を、いつ、どのような手続きで行うのか、行政の裁量に任される。しかし、権限不行使責任を問われる可能性があるときには、基本的に権限の行使が義務とされていることを忘れてはならない。

予防技術検定模擬テスト

NO.211

— 解説 付 —

〔共通〕

問1 消防法の危険物に関する次のAからDの記述のうち、消防法令上正しいものの組み合わせを1つ選べ。

- A 法別表第一の性質欄に掲げられている可燃性固体とは、固体であって、火災による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は爆発の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- B 法別表第一の品名欄に掲げられている硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉（粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。）は、危険物第2類の可燃性固体の性状を示すものとみなす。
- C 法別表第一の品名欄に掲げられている特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他1気圧において、発火点が100℃以下のもの又は引火点が-40℃以下で沸点が40℃以下のものをいう。
- D 法別表第一の品名欄に掲げられている第3石油類とは、重油、クレオソート油その他1気圧において引火点が70℃以上200℃未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- (1) A及びB
(2) B及びC
(3) B及びD
(4) C及びD

〔消防用設備等〕

問1 令第29条の4に規定する「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」に関する以下の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 法第17条第1項に規定する防火対象物の関係者は、令第2章第3節の第2款（消火設備に関する基準）から第6款（消火活動上必要な施設に関する基準）までの規定により設置し、及び維持しなければならない同項に規定する消防用設備等（以下「通常用いられる消防用設備等」という。）に代えて、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を用いることができる。
- (2) 「通常用いられる消防用設備等」及び「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」に求められる防火安全性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能、火災時に安全に避難することを支援する性能又は消防隊による活動を支援する性能である。
- (3) 法第17条第1項に規定する防火対象物の関係者は、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」について、「通常用いられる消防用設備等」と同等以上の防火安全性能を有するように設置し、及び維持しなければならない。
- (4) 「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」が「通常用いられる消防用設備等」と同等以上の防火安全性能を有しているかの判断は、消防庁長官が定めるところにより消防長又は消防署長が行う。

〔消防用設備等〕

問2 粉末消火設備の基準に関する以下の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 令別表第一に掲げる防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機又は垂直離着陸航空機の発着の用に供されるものには、粉末消火設備を設置することができる。
 (2) 令別表第一に掲げる建築物その他の工作物で、指

定可燃物（再生資源燃料）を危険物の規制に関する政令別表第4で定める数量の1,000倍以上貯蔵し、又は取り扱うものには、粉末消火設備を設置することができない。

- (3) 駐車のに供される部分に設ける粉末消火設備に使用する消火剤は、第一種粉末とすることができる。
 (4) 移動式の粉末消火設備は、火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所に設置すること。

解答と解説

〔共通〕 問1 答 (3)

解説 法第2条第7項において、「危険物とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」と定義されている。昭和63年の消防法の改正（平成2年5月施行）により、危険物の定義の全面的な見直しが行われ、従来、「危険物とは、別表に掲げる発火性又は引火性物品をいう。」と定義され、別表の品名に掲げられた化学的総称名又は個別の名称により一律に危険物の指定が行われていたものが、改正後は、法別表第一において各級の定義を明確にし、総称的にとらえられる物品や混合物等について各級の定義に対応した政令（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号））で定められる試験を行った結果に基づき、危険物に該当するか否かの判定を行うこととなった。消防法令の性能規定化の先駆けとなった改正であったともいうことができる。

A 法別表第一備考第2号により、可燃性固体とは、固体であって、火災による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものとされているため、誤り。設問の「爆発の危険性を判断するための政令で定める試験」とは、危険物第5級の自己反応性物質の性状を判断するための試験方法の一つである。

B 法別表第一備考第2号から第4号により、正しい。特定の物品については、その性状を判断するための試験を要することなく、危険物としての性状を有するものとしてみなされるものもあることに留意が必要である。

C 法別表第一備考第11号により、誤り。引火点は -20°C 以下である。

D 法別表第一備考第15号により、正しい。特定の物品については、総務省令（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号））第1条の3において、品名から除かれるものが定められている。

逐条解説消防法（第5版 東京法令出版）、消防法令改正経過検索システム（東京理科大学 総合研究機構火災科学研究センター <https://ff.eazesystems.com/laws/index.php>）参照。

〔消防用設備等〕 問1 答 (4)

解説 平成15年に性能規定導入に係る法改正が行われ、法第17条第1項において、消防用設備等について、“消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有

するように”政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならないものとされた。この改正により、従来の仕様書的な技術基準（ルートA）に加えて、性能に関する検証法等を活用した技術基準（ルートB）の導入の途が開かれた。この性能に関する検証法等を活用した技術基準に係る規定が令第29条の4に設けられた。

(1)及び(2) 令第29条の4第1項の規定により、正しい。

ルートBの対象となるのは、令第2章第3節第2款から第6款まで、すなわち、令第10条（消火器具）から令第29条の3（無線通信補助設備）までとなっている。

(3) 令第29条の4第2項により、正しい。

(4) 令第29条の4第1項の規定により、誤り。「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」が「通常用いられる消防用設備等」と同等以上の防火安全性能を有しているかの判断は、総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が行うこととされている。この総務省令は、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」が「通常用いられる消防用設備等」と同等以上の防火安全性能を有するための基準を示したもの（ルートBの性能規定化の基準）となっている。なお、様々な「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」の設置及び維持に関する技術上の基準は、総務省令から委任を受けた消防庁長官告示にも示されている。

現在、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」として、次表に掲げるものが対象となっている。

総務省令	消防用設備等
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）	パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備
特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）	共同住宅用自動火災報知設備、共同住宅用スプリンクラー設備等
特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）	特定小規模施設用自動火災報知設備
排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成21年総務省令第88号）	加圧防排煙設備

〔防火査察〕

- 問1 「立入検査標準マニュアル」(消防予第598号令和4年11月21日総務省消防庁予防課長通知。)では、火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物は、火災が発生した場合における人命の危険が高く、社会的な影響も大きいことから、一定の期間内に優先的、かつ、重点的な立入検査を計画することが重要であると規定し、この重点的な立入検査を実施すべき防火対象物は、「①重点的な立入検査を実施すべき消防法令違反」及び「②重点的な立入検査を実施すべき防火対象物の用途等」を例として総合的に判断することとしている。次の防火対象物の用途に関する記述のうち、「②重点的な立入検査を実施すべき防火対象物の用途等」に該当しないものは次のうちどれか。
- (1) 直通階段が1つの防火対象物のうち、複数の管理権原に分かれている防火対象物(直通階段が1つの

雑居ビル)

- (2) 消防法施行令別表第一(14)項に掲げる防火対象物の用途に供されているもの(倉庫)
- (3) 消防法施行令別表第一(6)項口又は(6)項ハに掲げる防火対象物の用途に供されているもの(社会福祉施設)
- (4) 消防法施行令別表第一(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの(旅館・ホテル)

〔防火査察〕

- 問2 消防法(以下「法」という。)に基づく違反処理等に関する次の記述のうち、適当なものはどれか。
- (1) 屋外の河川敷において、たき火をしており火粉が強風により舞い上がり、付近の枯草に燃え移る恐れがあり危険であるとの広聴が消防署にあった。このため、現場確認をするため出向したところ、たき火

解答と解説

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号)	複合型居住施設用自動火災報知設備
特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成26年総務省令第23号)	特定駐車場用泡消火設備

逐条解説消防法(第5版 東京法令出版)、消防法令改正経過検索システム(東京理科大学 総合研究機構火災科学研究センター <https://feazesystems.com/laws/index.php>)、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等(本誌2010年4月号(続)消防法令用語の基礎知識(第4回))参照。

〔消防用設備等〕 問2 答 (3)

解説

- (1) 令第13条第1項の規定により、正しい。
- (2) 令第13条第1項の規定により、正しい。危険物の規制に関する政令別表第4に掲げる綿花類、木毛及びかんなくず、ぼろ及び紙くず(動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を除く。)、糸類、わら類、再生资源燃料又は合成樹脂類(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずに限る。)に係るものについては、水噴霧消火設備、泡消火設備又は全域放出方式の不活性ガス消火設備が設置すべき消火設備になっており、粉末消火設備は含まれない。これは、これらの物品が大量に集積された状態での火災は、一般にその内部深くに火災が及んでいることが多いため、窒息や負熱媒効果による表面的な火災の消火に適した粉末消火設備では、有効な消火が期待できないためである。
- (3) 規則第21条第4項第1号の規定により、誤り。車両火災は油火災だけではなく、シート等のA火災にも対

応する必要があるため、粉末消火薬剤として、りん酸塩類等を主成分とするもの(第三種粉末)を用いることとされている。

- (4) 規則第21条第5項においてその例によるとされる規則第19条第6項第5号の規定により、正しい。

〔防火査察〕 問1 答 (4)

解説 立入検査標準マニュアルにおいて、「②重点的な立入検査を実施すべき防火対象物の用途等」は、「直通階段が1つの雑居ビル」、「量販店」、「個室型店舗」、「社会福祉施設」、「工場」及び「倉庫」とされている。したがって、(4)の「旅館・ホテル」は該当しない。

なお、立入検査標準マニュアルにおいて、「①重点的な立入検査を実施すべき消防法令違反」は、「防火管理者の未選任」、「防火対象物点検の未実施又は点検結果の未報告」、「消防用設備等(特殊消防用設備等)点検の未実施又は点検結果の未報告」、「廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が存置されているもの」、「防火戸等についてその閉鎖の支障になる物件が存置されているもの」及び「消防用設備等が技術上の基準に従って設置されていない又は適切に維持管理されていないもの」とされている。

〔防火査察〕 問2 答 (1)

解説

- (1) 法第3条、逐条解説消防法及び「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の改正について(消防予第598号令和4年11月21日総務省消防庁予防課長通知。)の違反処理標準マニュアルにより適当。
- (2) 法第4条第1項の基づく資料提出命令及び報告徴収命令には、法第5条第3項等に規定する標識の設置等の公示は義務付けられていないので、標識を設置したことは不適當。